

浜松市立勤労青少年ホームに係る審査基準及び処分基準

(目的)

第1条 この基準は、浜松市立勤労青少年ホーム条例（昭和60年浜松市条例第22号。（以下「条例」という。））に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意味は、条例及び浜松市立勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和60年浜松市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(利用の許可に係る審査基準)

第3条 条例第7条に基づく利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを行わなければならない。

(1) 青少年ホームの利用の申請が他の利用と競合する場合

(2) 条例第8条の規定に基づき利用を制限する場合

2 利用申請が競合した場合は先着順とし、利用申請の時期の初日において、申請が競合した場合その他先着順によって決め難い場合は、抽選により利用許可をする。ただし、抽選前に利用希望のない施設区分に変更することを認める。

3 条例第8条第1号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 青少年ホームで集会が開かれることにより、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれるという明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合

(2) 刑法（明治40年法律第45号）、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）その他の法令による刑の対象となる行為を過去に反復継続して行うなど、青少年ホームの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合

4 条例第8条第2号に規定する「集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等が主催し、又は共催してイベント等を行う場合をいう。

5 条例第8条第4号に規定する「管理上支障があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 主催者が集会を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条

等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがある場合

- (2) 第3項第2号に規定する場合を除き、他人に危害を及ぼし、又は他人の著しい迷惑になる行為を過去に反復継続して行うなど、青少年ホームの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合
 - (3) 利用予定人員が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合
 - (4) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合
 - (5) 条例第4条第1項に規定する開館時間以外の時間又は条例第5条に規定する休館日に利用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。
- 6 前5項の規定は、規則第10条の規定による利用の許可の変更の申出に対する許可について準用する。

(営業活動等の利用に係る利用料金の審査基準)

第4条 条例別表の備考に定める「その他の営業活動」とは、次の各号にかかげるものをいう。

- (1) 利用者が、商品の直接販売を行う場合
- (2) 利用者が、直接販売はしないが、商品説明、展示、受注、試食、実演を行う場合
- (3) 利用者が、入場料(資料代、材料費の実費などを除く)を徴収する場合
- (4) 利用者のうち企業及び講師個人が、参加者からの会費や他者から金銭を徴収する等して説明会、セミナー、勉強会、講習会、講座を行う場合
- (5) 利用者が、有料会員の募集を目的とした説明会、セミナー、勉強会、講習会、講座を行う場合
- (6) 利用者が、商業目的で、写真、映画、テレビの撮影を行う場合

(利用料金の還付に係る審査基準)

第5条 規則第14条第1項第1号に該当する場合には、全額を還付する。

2 規則第14条第1項第2号に規定する「指定管理者が利用者の責めに帰ることができないと認める理由」とは、次に掲げるものをいい、当該各号に定める額を還付する。

(1) 利用者の安全を確保するために、施設を利用することが適切でないと市長が認めること。

全額

- (ア) 利用開始時に暴風警報が発令されていること
 - (イ) 利用開始時に鉄道等の公共交通機関が運行していないこと
- (2) 天災、事故その他の不可抗力により、青少年ホームの施設の利用が困難となったこと。

全額

(3) 入場料を徴収して興行等を行う場合において、天災、事故その他の不可抗力により、当該興行等が行えなくなったこと。 利用者が入場料を徴収しない場合の額を除いた額

(4) 商品の展示、宣伝若しくは販売その他の営業活動を行う場合において、天災、事故その他の不可抗力により、営業活動が行えなくなったこと。 利用者が入場料を徴収しない場合の額を除いた額

(5) 入場料を徴収して興行等を行う場合において、出演者の急病、怪我等により興行等の開催が不可能となったこと。 利用者が入場料を徴収しない場合の額を除いた額

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が認めること。 全額

(利用許可の取消し等に係る処分基準)

第6条 条例第13条の規定による許可の取り消し、利用条件の変更又は利用の停止は、次の表に定めるところにより行うものとする。

要件	処分内容
1 条例第13条第1号関係	
(1) 条例第9条の規定に違反して利用料金を納付しない場合	許可の取消し
(2) 条例第12条の規定に違反して利用の権利を譲渡し、又は転貸した場合	許可の取消し
(3) 規則第15条各号に規定する遵守事項に違反した場合	
ア 規則第15条第1号の規定に違反したとき	利用の停止
イ 規則第15条第2号の規定に違反したとき	利用の停止
ウ 規則第15条第3号の規定に違反したとき	
(ア) 利用前において違反が明らかになったとき	許可の取消し
(イ) 利用の際、違反が明らかになったとき。	利用の停止
エ 規則第15条第4号の規定に違反したとき	利用の停止
オ 規則第15条第5号の規定に違反したとき	
(ア) 利用前において指示に違反したとき	許可の取消し
(イ) 利用の際、指示に違反したとき	利用の停止
(4) 正当な理由がなく、規則第16条の規定による職員の入室を拒んだ場合	利用の停止
(5) 偽りその他不正な手段により、条例第7条の規定による許可を受け、又は条例第10条の規定による利用料金の減免を受けた場合	許可の取消し
2 条例第13条第2号関係	
(1) 第3条第3項第1号に該当する場合	
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し

イ 利用の際、該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(2) 第3条第3項第2号に該当する場合	
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(3) 第3条第4項に該当する場合	
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(4) 第3条第5項第1号に該当する場合	
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(5) 第3条第5項第2号に該当する場合	
ア 利用前において該当することが明らかになったとき。	許可の取消し
イ 利用の際該当することが明らかになったとき。	利用の停止
(6) 利用前において第3条第5項第3号に該当することが明らかになった場合	許可の取消し 又は利用条件 の変更
(7) 利用前において第3条第5項第4号に該当することが明らかになった場合	
3 利用の条件を変更し、又は利用を停止した場合において、利用者が、正当な理由がなく、条件に従わず、又は利用を継続しようとしたとき。	許可の取消し

附則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

この基準は、平成26年9月1日から施行する。